

「安全保障関連法」制定の中止を求める意見書

今国会で、集団的自衛権行使を認める一連の法案の成立がはかられようとしています。それに対して、日本国憲法によって禁じられてきた武力行使に日本が大きく踏み出すのではないかと、国民の間に危惧が広がっています。

政府の「安全保障関連法案」では、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めようとしています。自衛隊の武器使用についても、「自己防護」（正当防衛）に限られていたものから、大きく拡大されようとしています。これでは、自衛隊の任務の危険性が高まり、戦死者を出すことも懸念されます。また、「存立危機事態」と政府が判断すれば、集団的自衛権を発動する仕組みをつくろうとしています。そして、「重要影響事態」と政府が判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行おうとしています。さらに、「国際平和支援法」という名で、自衛隊海外派兵の恒久法をつくろうとしています。このように、いつでも、どこでも、日本が戦争に参加する仕組みがつくられようとしています。

今年は、戦後 70 年の節目の年です。新潟県内においても、多くの戦死者を出したことを私たちは忘れません。住民の命と暮らし・安全に責任を負う議会として、日本が、戦争をする国へと歩もうとすることを看過することはできません。

よって、国会並びに政府におかれては「安全保障関連法」の制定を中止されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 2 日

上 越 市 議 会